

諮問番号：令和 7 年度諮問第 6 号
答申番号：令和 7 年度答申第 14 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇〇〇所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和 5 年 3 月 24 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分は冬季加算分を減額するものである。審査請求人は出費を切り詰めて自炊生活をしているが、〇〇〇もあり働けず、光熱費その他物価が上昇している中では、冬季加算が削除され減額された保護費では生活できない。

生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。）は冬季加算（令和 3 年度の 2,630 円から値上げなし）はあっても夏季加算はない等、光熱費その他物価上昇に対応していないため不服があり、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）処分庁は、審査請求人の令和 5 年 4 月分保護費について、地区別冬季加算を削除する保護変更決定処分を行ったことが認められる。これに対し、審査請求人は、保護費について、光熱費、生活費用の値上がりが反映されていないこと、自炊でやりくりしてきたが限界であること、夏季加算（冷

房)がないこと等を主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (2) 法第8条第1項のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている。

本件処分は、令和5年4月分の保護費を決定するものであるところ、これは保護の基準に基づき、令和4年11月から令和5年3月までの各月を対象として加算されていた地区別冬季加算2,630円を削除したうえで、審査請求人の基準生活費77,240円及び住宅扶助費38,000円の合計115,240円を算定し、支給するものであり、違算はなく、本件処分に至る判断及び手続に誤りは認められない。

- (3) なお、本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分通知書には、処分の理由として、「基準改定 年齢改定 冬季加算の削除」と記載されていることについて、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において、冬季加算を削除した本件処分の取消しを求める旨の主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分の理由中「冬季加算の削除」という部分については、根拠となる法令やその適用関係についての記載がなく、十分な理由の提示と言えるか否かについては、疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

また、基準改定とは、保護の基準の改定をいうものと解されるところ、本件処分通知書には、変更の理由として、「基準改定」と記載されているが、審査請求人に係る保護費については、令和5年4月1日時点において適用となる改定は行われていない。

さらに、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第10の1は、年齢改定について定め、

(1)において、「保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。」、(2)において、「4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこと。」と定めているとこ

ろ、本件処分通知書には、変更の理由として、「年齢改定」との記載があるが、処分時の審査請求人の年齢は58歳であり、年齢改定の対象外であることが認められる。

以上のように、本件処分の理由のうち、「冬季加算の削除」との記載部分については、理由付記の程度として十分なものか疑わしく、「基準改定」及び「年齢改定」との記載部分については、審査請求人との関係で適用のない内容であり、これらの点から本件処分の理由の提示は不十分かつ不適当な点があるといえる。

もっとも、本件処分の内容は、令和5年4月が冬季加算の対象期間外であるため、前月まで行われていた冬季加算を削除するものであるところ、本件処分は、告示により公にされている保護の基準の規定通りに冬季加算を廃止するという、裁量の余地が認められないものである。そうすると、廃止された冬季加算の金額は、保護の基準において明らかであることから、削除された冬季加算の内容を審査請求人において知ることが困難であるとまでは評価できないものといえる。

したがって、本件処分に係る理由提示が不十分かつ不適当な点があることをもって、本件処分が違法又は不当であるとまで評価することはできないが、処分庁においては、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう、根拠法令も含め適切かつ丁寧に明記することが望まれる。

(4) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(5) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年6月 6日	諮問書の受領
令和7年6月 9日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：6月23日 口頭意見陳述申立期限：6月23日
令和7年7月24日	第1回審議
令和7年7月28日	処分庁に回答の求め（回答：令和7年8月7日付け ○○○○○○第674号）
令和7年8月27日	第2回審議
令和7年9月22日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
- (5) 法第25条第2項は、職権による保護の変更について「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定〔書面には、決定の理由を付さなければならない。〕は、この場合に準用する。」と定めている。
- (6) 行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（後略）」と定めている。
- (7) 法第8条第1項により定められた保護の基準別表第1第1章は、居宅における基準生活費の額（月額）1級地―1の第1類として、41歳から59歳までの基準額②を47,420円と、第2類として1人世帯の基準額②を28,890円と、地区別冬季加算額Ⅵ区（11月から3月まで）を2,630円と記している。また、1級地―1における41歳から59歳までの経過的加算額は930円である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び審査庁回答によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成26年11月4日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。
- (2) 令和4年〇月〇日の満了により、審査請求人は年齢58歳に達した。
- (3) 令和5年3月24日付けで、処分庁は審査請求人に対し本件処分を行った。
なお、本件処分に係る保護決定通知書には、「1 保護の決定内容、認定年月日及び決定した理由」として、「内容 変更」「認定年月日 令和5年4月1日」「決定した理由 基準改定 年齢改定 冬季加算の削除」と記載されるとともに、「2 決定内容」として「生活扶助 77,240円」、「住宅扶助 38,000円」、「その他 0円」、「合計 115,240円」の金額を支給決定した旨が記載されている。
- (4) 令和5年3月30日、保護の基準の改定及び同年4月1日から適用される旨が告示（令和5年3月30日厚生労働省告示第122号）された。
- (5) 令和5年4月13日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 処分庁は、審査請求人の令和5年4月分保護費について、地区別冬季加算を削除する保護変更決定処分を行ったことが認められる。これに対し、審査請求人は、保護費について、光熱費、生活費用の値上がりが反映されていないこと、自炊でやりくりしてきたが限界であること、夏季加算（冷房）がないこと等を主張し、本件処分の取消しを求めている。
- (2) 法第8条第1項のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている。

その上で、本件処分は、令和5年4月分の保護費を決定するものであるところ、これは保護の基準に基づき、令和4年11月から令和5年3月までの各月を対象として加算されていた地区別冬季加算2,630円を削除したうえで、審査請求人の基準生活費77,240円〔経過的加算額930円を含む〕及び住宅扶助費38,000円の合計115,240円を算定し、支給するものであり、違算はなく、本件処分に至る判断及び手続に誤りは認められない。

なお、審査請求人は、生活費の値上がりを反映し、夏季加算を行うべき旨主張している。しかし、本件処分における「冬季加算の削除」は保護の基準に従って行われたものであり、処分庁に物価上昇を考慮するような裁量の余地は認められず、本件処分の妥当性を判断するに当たり、そのような主張を採用することはできない。

(3) 以上のとおり、本件に違法又は不当な点は認められない。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由を提示する趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求において種々の主張を行っていることから、直ちに不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかし、本件処分通知書には「決定した理由」として「基準改定」「年齢改定」「冬季加算の削除」としか記載がない。

まず、「基準改定」「年齢改定」の記載は、処分庁によれば、基準生活費の改定の有無にかかわらず4月の保護決定通知時に定型的に記載されるものとのことであった。

審査請求人の年齢区分は41歳～59歳から変動はなく、令和5年4月1日適用の保護の基準改定においてはその他審査請求人の支給額に変更される点はないので、本件処分（保護変更決定処分）において「基準改定」「年齢改定」の項目は不要であって、必要な理由付記は「冬季加算の削除」の1点のみであった。

一方、冬季加算の削除については、規範として保護の基準別表第1第1章が示されるべきところこれが示されておらず、具体的に冬季加算額2,630円が減額されることについて示されていない。

このように、本件通知における理由付記には、不要な理由が付されている一方、法令及び各種通知等を、当該処分の原因となる事実関係に照らし、どのように適用し、本件処分が行われたのかについての記載がないことから、十分な理由付記があったと言えるか否かについては疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁においては、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の通知に当たっては、被処分者に誤解を生じることのないよう、定型的な記載を改めることを検討するとともに、根拠となった理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠となる法令の条項及び各種通知等の適用関係を示し、具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 相間 佐基子